

令和2年11月__日

(会派経由)
議員各位

議会改革推進会議

議場・委員会室における情報通信機器の使用に関して

これまでに議会改革推進会議では、議会ICT化について協議・検討を進めてきております。タブレット端末の導入について予算措置され、議会や委員会における使用もはじまることとなります。

つきましては、議場や委員会室へのタブレット端末等の使用に関して、規程案を作成しましたので、ご確認をお願いいたします。

【補足事項】

1 経過について

本会議や委員会等において、タブレット端末等の情報通信機器を持ち込み、使用することについて、会議規則や委員会条例等において関係する規定がない。また、全国市議会議長会が表す標準会議規則に例示がなく、会議規則等の改正に及ぶ地方議会がほとんどない。

しかし、今後の会議において適切な情報通信機器を使用する必要性から、当該の使用規程を設定したい。また、規程については、議会ICTの推進を早期から取り組んでいる安城市議会の情報通信機器使用基準を参考とした。

2 使用規程の及ぶ会議等について

- (1) 常任委員会、総務委員会、社会文教委員会、産業建設委員会、及び、予算決算委員会をいう。
- (2) 飯田市議会会議規則第159条第1項に規定される協議等の場とは、全員協議会、政策討論会、常任委員会協議会、委員長会、検討委員会、広報広聴委員会、議会改革推進会議をいう。
- (3) この規程は、議会・議員に限らず執行機関側も対象としている。

3 タブレット端末の導入及び貸与に関して

9月定例会において予算措置され、今後導入されるタブレット端末については、各議員へ貸与される予定。貸与タブレット端末の使用、インストールされるペーパーレス会議システムなどの運用に関しては、別途規程を設定していく。特に、私的な使用については、セキュリティ面などにも配慮していく。